

第1章 基本的な事項

1 いじめの定義

「いじめとは、当該生徒が一定の人間関係にある者から心理的または物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものも含む。）を受けたことにより精神的苦痛を感じているもの。」

具体的には、以下のようなものである。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視される。
- ・体にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にもどこでも起こりうるものである。「暴力を伴ういじめ」だけでなく、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることによって、生命や身体に重大な危険を生じさせうる。また、問題を隠すような雰囲気や、「観衆」としてはやし立てる生徒、「傍観者」として見て見ぬ振りをしている生徒にも気をつける必要がある。いじめを許容しない雰囲気を集団全体で形成することが重要である。

3 基本的考え方

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止のために、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」との理解、お互いの人格を尊重し合える態度、心の通う人間関係を構築する能力、いじめの背景にあるストレス等に適切に対処する力を養う。さらに、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活を構築する。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査や教育相談（面談）等を実施し、学校生活全体における生徒の詳細な観察を通して、積極的にいじめの発見に努める。また、家庭や地域と連携し、いじめの情報提供に協力を求める。

(3) いじめへの早期対応

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、速やかに組織的に対応する。いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。家庭や教育委員会への連絡・相談を行い、状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携する。

(4) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が上がらない場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を行う。

第2章 組織の設置

1 いじめ対策委員会

定時制教頭を委員長とし、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、教育相談係2名の計6人を常任の委員とする。必要に応じて、生徒課職員、HR担任、関係職員、スクールカウンセラー等の外部専門家を加える。

2 役割

情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案等を行う。いじめ発生時は、緊急会議を開いて対応を協議する。学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担う。

(1) いじめ防止・いじめ早期発見のための年間計画の策定・検証

(2) いじめ相談・通報の窓口

(3) いじめ情報の収集・記録・共有

相談・通報や学校アンケートによりいじめの疑いが生じた場合は、生徒課職員と連携しながら、該当する生徒からの聴き取りを行い、事実関係を確認する。職員会議で情報を共有する。

(4) 指導・対応方針の決定

(3)により、いじめの発生が確認された場合には、緊急会議を開き、対応方針を決定する。

生徒指導に該当する事案が含まれる場合は、生徒課と連携して対応する。

(5) いじめを受けた生徒に対する支援

(4)の対応方針に従って、いじめを受けた生徒の安全確保、不安の除去及び安心して教育を受けられる環境の確保を行う。さらに保護者への支援も行う。

(6) いじめを行った生徒に対する指導

(4)において生徒課と連携して指導する事案の場合は、必要に応じてスクールカウンセラーや外部専門家の協力を求め、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導を行う。

(7) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、第6章により対処する。

(8) 教職員の研修

いじめに関する教職員の意識啓発と資質能力向上のための研修を企画・実施する。

(9) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

基本方針をP D C Aサイクルにより検証し、必要に応じて見直しを行う。

第3章 いじめ防止

1 未然防止のための対策

(1) 道徳教育

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通して道徳教育の充実を図る。

(2) 生徒による自主的な活動

ホームルーム活動や生徒会活動、学校行事などを通して、生徒が自主的にいじめについて考える機会を設ける。

(3) 人間関係づくり

学校生活全体を通して、生徒どうしが適切なコミュニケーションを図り、相互に尊重しあえる人間関係の構築を図る。

(4) 保護者等との連携

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発する。(振興会総会、学校評議員会等の利用)

(5) 教職員の研修

事例検討などの研修を、外部の専門家等と連携し、計画的に行う。教職員の言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長することができないように指導の在り方に細心の注意を払う。

2 対策の検証・評価

学年末までに、対策の検証・評価を行い、必要事項は次年度へ申し送る。

3 いじめ防止に関する年間計画

月	内 容	項目	月	内 容	項目
4月	各課指導	(1)	10月	教職員研修	(5)
4月	対面式	(2)	10月	星流祭	(2)
4月	教職員研修	(5)	11月	情報モラル講座	(1)
5月	振興会総会・クラス懇談会	(4)	12月	修学旅行	(3)
6月	遠足	(3)	12月	球技大会	(2)
6月	生活体験文作成・発表会	(1)	12月	各課指導	(1)
7月	各課指導	(1)	1月	合同文化祭	(2)
7月	三者面談	(3)	3月	各課指導	(1)

項目は未然防止のための対策の該当項目

第4章 いじめの早期発見

1 早期発見のための措置

(1) 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査や面談を行う。

(2) 相談体制の整備

教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラー等による相談体制を整備する。

2 いじめの早期発見に関する年間計画

月	内 容	月	内 容
4月	面談	9月	面談
5月	振興会総会・クラス懇談会	12月	アンケート
7月	アンケート	1月	面談
7月	保護者面談	2月	アンケート

第5章 いじめに対する措置

1 早期の事実確認

いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行う。いじめが確認された場合には、県教育委員会に報告する。

2 組織的な対応

いじめが確認された場合には、いじめを止めさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて専門家の協力を得ながら、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

3 被害生徒への支援

被害生徒の安全を確保し、その不安の除去に努める。被害生徒が信頼できる人（親しい友人、教職員、家族等）と連携し、支援体制をつくる。安心して教育が受けられる環境を確保する。

4 加害生徒への指導

加害生徒に対しては、家庭環境や成育歴などを踏まえた上で、いじめの背景にも配慮し、自らの行為の責任を自覚させるよう毅然とした態度で指導する。必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家にも協力を求める。

5 保護者対応

被害生徒の保護者には、迅速に事実関係を伝え、指導方針と対応策を提示し、不安の除去と学校との信頼関係を構築する。加害生徒の保護者には、事実関係を迅速に伝え、理解と納得を得な

がら、加害生徒への指導に協力を求める。被害生徒の保護者と、加害生徒の保護者との間で争いが起きることがないよう、両者と継続的に情報を共有するなど必要な措置をとる。

6 関係機関との連携

必要に応じて、警察・児童相談所・医療機関・人権啓発センター・法務局等と連携する。特に、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報し、適切な援助を求める。

第6章 重大事態への対処

1 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言う。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金銭を奪い取られた場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間（30日以上）連続して欠席しているとき。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

2 教育委員会への報告

重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告する。

3 調査組織による調査

県教育委員会の判断のもと、速やかに調査組織を設ける。調査組織は、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。生徒の入院や死亡など、聴き取りが不可能な場合には、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。調査結果は県教育委員会に報告し、必要な指導や支援を受ける。

4 被害生徒・保護者への情報提供

学校は、いじめを受けた生徒とその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

5 報道への対応

情報発信・報道対応については、プライバシー配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えることないように留意する。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

6 その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、他の生徒や保護者、地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻してもらうため、必要に応じて全校集会や保護者会を開き、学校としての対応策と正確な事実を説明する。その際、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。生徒が動搖し、教育活動への影響が危惧される場合は、静岡県精神保健福祉センターに相談する等、対応を図る。